

## 設計図書に対する質疑、回答について

設計図書に対する質疑、回答については、下記の要領で行います。

### 1、質疑について

#### (1) 方法

入札参加者は設計図書に対する質疑をする場合は、平戸市指定の質疑書（ホームページに掲載）により、FAX(0950-22-2226)で質疑を行い、必ず企画財政課契約管財班に受領確認を行うこと。

#### (2) 期限

平戸市が指定する日までに行うこと。（休日は除く。）

#### (3) 提出先

平戸市役所 財務部 企画財政課 契約管財班

### 2、回答について

#### (1) 方法

該当業者全者へ回答書をFAX送信する。回答書を受信したら、必ず受領書をFAXすること。

#### (2) 期限

原則として入札日の前々日までに行う。（休日を除く。）

(例)縦覧期間が5日の場合で3日を質疑締切とした場合

